

『史記』の成立と史学

藤田勝久

はじめに

漢武帝の時代に、司馬遷が著述した『史記』（《太史公書》）は、宣帝の時代に外孫の楊惲が祖述して、世に広まったという。成帝の時代には、天下の書籍を収集して、王朝の図書を整理する事業があった。その目録は『漢書』芸文志に収録されているが、それは六芸、諸子、詩賦、兵書、数術、方技略の六分類となっている。司馬遷の「太史公百三十篇」は、このうち六芸略の春秋家に分類され、『春秋左氏伝』などのあと、『世本』や『戦国策』と一緒に収録されている。これは漢代に、まだ「史」という部門はなかったことを示しており、史学が独立していないと指摘されている⁽¹⁾。

「史」という部門が明確にみえるのは、唐代に編纂された『隋書』経籍志の分類である。その分類は、1経、2史、3子、4集の四部門である。「史」の最初が正史であり、ここに『史記』『漢書』以来の歴史書が分類されている⁽²⁾。従来の中国史学史では、『隋書』経籍志の史部のうち、とくに正史と『史記』の位置づけや、『史記』『漢書』の異同を論じている研究が多い⁽³⁾。しかし史部には、正史だけではなく、そのほかの分類にも多くの書籍が収録されている。そ

ここで史学の成立を考えるには、『史記』とともに、他の分類にみえる書籍の位置づけが必要である。

本稿では、このような『史記』の成立と史学を考えるために、まず一に、『史記』の編集と出土資料の関係を整理しておきたい。二に、『漢書』芸文志の書籍と、漢代の歴史資料について考察する。そして三に、『隋書』経籍志の史部にみえる書籍と、唐代までの歴史資料との関係を検討して、『史記』と史学について考えてみたい。

一 『史記』の編集と出土資料

司馬遷は、『史記』太史公自序で、著述の背景をつぎのように述べている。一は、漢王朝になって「百年之間、天下遺文古事靡不畢集太史公」と総括し、司馬遷は太史令となって「史記、石室・金匱之書」を見ることができたという。また編集に当たっては、「罔羅天下放失旧聞」し、「序略、以拾遺補芸、成一家之言、厥協六經異伝、整齐百家雜語」と述べている。これによれば『史記』は、基本的に漢王朝に収集された先行資料を編集した著述ということになる。

このような『史記』の成立については、これまで父と司馬遷の経歴を考証して、発憤による著書とする説や、儒学と公羊学との関係、天人相関、歴史思想などの方面から説明されることが多い。⁴⁾これに対して、『史記』の構造に即して、素材と編集を考察した研究は少ない。佐藤武敏『司馬遷の研究』（汲古書院、一九九七年）は、中国と日本の先行研究をふまえて、司馬遷の家系や、司馬談と歴史、司馬遷の生年・旅行・官歴、李陵の禍について考察している。⁵⁾第七章「『史記』の編纂過程」では、司馬談の作成した篇につづいて、李陵の禍より以前と以後の篇に分けて、作成の順序と特徴を述べ、さらに『史記』の内容上の特色を論じている。これは『史記』研究の基礎となるものである。ところが中国では、一九七〇年代以降に出土資料の数量が増加し、二十一世紀には古墓や井戸、遺跡の資料がさ

らに豊富になっている⁶⁾。そこでこれらの出土資料との比較によって、『史記』の素材と編集や、記事資料の信頼性を検討することができる。これについては拙著『史記戦国史料の研究』（一九九七年、中文訳、上海古籍出版社、二〇〇八年）や、拙稿「戦国、秦代出土史料と『史記』」（二〇一〇年）で論じている。その要点は、つぎようになる。

一、戦国・秦代の出土資料を分析して、司馬遷の利用した系統と、利用しなかった系統の資料を全体的に整理してみると、司馬遷が素材を取捨選択して編集した方法がうかがえる。たとえば司馬遷は、歴史の基準として紀年資料を利用してゐる。利用した紀年の一部は、『史記』六国年表の序文で「秦記」にもとづくと記していたが、これは睡虎地秦簡『編年記』や周家台秦墓の曆譜、里耶秦簡の秦紀年との比較から裏づけることができる。系譜では、出土資料に戦国楚簡の包山楚簡や、望山一号墓、新蔡楚墓の卜筮祭禱簡に楚の系譜がみえている。これらは一部ではあるが、『史記』で各国系譜を利用したことを示している。また阜陽双古堆漢簡の「年表」は、竹簡に横線を引いて各国の君主を一覧しており、すでに各国を一覧した系譜が存在したことを証明している。このような紀年資料と系譜は、司馬遷が利用した漢代の伝えにも当初の記録を温存していたと推測され、比較的に変化が少ない記録である。このほか『史記』では、戦国故事や説話の記事資料を利用してゐる。

二、これに対して、司馬遷が利用しなかった系統の出土資料は、楚曆などがある。秦国と異なる系統の曆は、包山楚簡の楚曆や、睡虎地秦簡『日書』、睡虎地秦簡「為吏之道」の魏律の魏曆にみえている。そのほか秦の法令や、秦の行政文書、財務資料、秦と楚の司法関係の記録も出土しているが、『史記』には見えない資料である。秦の法令や、青川県木牘と睡虎地秦簡の秦律、龍崗秦簡の律令、岳麓書院所藏秦簡の律令雑抄などがある。秦の行政文書と財務資料には、睡虎地秦簡「語書」と里耶秦簡がある。司法裁判の資料には、包山楚簡の文書簡や、睡虎地秦簡『封診式』、岳麓書院所藏秦簡の奏讞書がある。しかしこのような多くの文書が存在したにもかかわらず、『史記』秦本紀や秦始

皇本紀、戦国世家には、秦国と趙国以外の暦や、秦をふくむ諸国の行政文書、司法裁判の系統の資料がふくまれていない。これは司馬遷が利用できなかったか、あるいは採用しなかった資料ということを示している。^⑤

三、このように『史記』に共通する資料と、ふくまれていない系統の資料を比較してみると、2つの特徴がみえてくる。1に、司馬遷が利用した資料は、漢代までに一定の編集をへた書籍の形態をもつものが多いことである。これは出土資料では、竹簡・帛書に書かれた保存を意識する文書・書籍と共通するものが多いことから推定できる。反対に利用していない系統の資料は、書籍の形態であっても『史記』とは異なる佚文である。また里耶秦簡の木牘に書かれた記録のように、実務の処理をする資料も利用されていない。ただし、これは司馬遷が利用した中央の資料と、出土資料に反映されている地方資料の違いではないと考えている。なぜなら地方の法令や行政文書は、中央と地方のやり取りを示しており、中央でも入手できるからである。

2に、司馬遷が利用した系統は、その内容からみると、太史令が所属する太常の資料を基本としている。それは太常の職務に関連する祭祀儀礼や、太史令に関する暦・紀年資料があり、そのほかに系譜や、戦国故事、説話などの記事資料という特徴がある。これに対して『史記』と共通しない系統の資料は、丞相と御史大夫に関する律令と行政文書や、廷尉に関する裁判の案件、治粟内史に関する財務資料などに属している。ここには『史記』が、漢王朝の書籍と記録を重視しており、とくに太常と太史の書籍に関連するという性格がうかがえる。

四、中国の出土書籍は、これまで『漢書』芸文志の目録と関連して考察されてきた。また目録に見えない書物は、新しい佚文として注目されている。^⑥『史記』の素材を分析してみると、この『漢書』芸文志にみえる文献と共通する出土書籍がある。しかし伝来の文献では、文章の構文や字句が異なる場合がある。これについては劉向の書録が参考となる。たとえば劉向は『管子』八十六篇の定本を作成するとき、中外の書を収集して得た五百六十四篇を基礎とし

て、その重複を除いて整理している。¹⁰⁾ 収集した書は、以下のような種類であり、整理された書籍が古典の定本となる。護左都水使者光祿大夫臣向言、中管子書三百八十九篇、大中大夫卜圭書二十七篇、臣富參書四十一篇、射声校尉立書十一篇、太史書九十六篇、凡中外書五百六十四篇。以校、除復重四百八十四篇。定著八十六篇。殺青而書可繕寫也。

ここでは王朝の秘府にある中書三百八十九篇と、太史書九十六篇が定本の分量よりも多い書籍を収蔵している。これに対して、大中大夫や臣富參、射声校尉の書は、定本の八十六篇に満たない異本である。このような図書整理の状況を、出土書籍と比較すると、前漢末より以前の古墓に副葬された書籍は、最終的な定本の基礎となった異本に類することがわかる。したがって司馬遷が利用した素材は、このような典籍の異本の一つであり、そのため古墓の異本と字句が異なる場合があると推測される。

五、したがって『史記』の信頼性は、司馬遷が取捨選択した『史記』の素材と編集に即して考えることができる。つまり秦の紀年資料と系譜の一部のように、変化が少ない記録にもとづく資料は、歴史研究の基準とすることができる。ただし『史記』戦国秦代の史料では、秦本紀と秦始皇本紀、六国年表、戦国世家の年代に差異がある点や、後世の数字の誤写、編集ミスなどの誤りに注意する必要がある。これに対して史実が疑わしい資料は、伝承の変遷を受けた記事資料に多い。これは司馬遷が、漢代に伝えられた資料を利用したことが原因と推測される。出土資料との比較でいえば、実際の年代に近い戦国楚簡、秦簡には異聞が多く、漢代の資料と共通するケースがあることも、このような傾向を証明している。そして『史記』では、個人の事績として疑わしい虚構であつても、その歴史背景としては当時の実情を反映している場合がある。¹¹⁾

以上が『史記』と出土資料を比較した考察であるが、ここでは『史記』を伝来の文献テキストとするのではなく、

竹簡や木簡、帛書の素材を編集した簡牘の原形として、『史記』の成立と構造を理解しようとしている。これは睡虎地秦簡や張家山漢簡などの釈文をテキストとして扱うのではなく、紙が普及するまえの簡牘を復元した出土資料として分析する方法と同じである。¹²⁾ この特徴は、つぎのように総括できる。それは一に、司馬遷が利用した系統の資料は、『漢書』芸文志と共通するような書籍に属するものが多いということである。しかし二に、漢代には歴史の資料となる法律や行政文書、司法文書、財務の資料などが存在していたが、これらはまだ書籍の形態とはなっていなかった。このように書籍ではない系統の資料は、『史記』に利用される場合が少ないということである。これは『史記』の素材だけではなく、漢代の資料を全体的に理解する必要性を示している。また『漢書』芸文志の分類と、『史記』の位置づけを考えると、重要な手がかりとなる。

二 『漢書』芸文志と歴史資料

前漢の成帝期では、天下の書籍を集めるとともに、光禄大夫の劉向を中心として、書写した図書の分類・整理をした。その担当は、劉向が経伝・諸子・詩賦の部門で、歩兵校尉の任宏が兵書、太史令の尹咸が数術、侍医の李柱国が方技である。これによれば司馬遷と同じ太史令は、数術略にふくまれる天文、曆譜、占いなどの専門家である。その後、劉向・劉歆の父子が作成した叙録は、芸文志の目録に反映されているが、それは以下の六分類となっている。

六芸略…易、書、詩、礼、楽、春秋、論語、孝經、小学

諸子略…儒家、道家、陰陽家、法家、名家、墨家、縦横家、雑家、農家、小説家

詩賦略…屈原賦之属、陸賈賦之属、荀卿賦之属、雜賦、歌詩

兵書略…兵權謀、兵形勢、兵陰陽、兵技巧

數術略…天文、曆譜、五行、著龜、雜占、形法

方技略…医經、經方、房中、神僊

ここで問題となるのは、司馬遷の『史記』の位置づけである。なぜなら『史記』は、後世では歴史書として認識されているが、この当時には「史」の項目がなく、六芸略の春秋家に分類されているからである。すなわち春秋家は、二十三家で九百四十八篇と記しており、『史記』は「太史公百三十篇」として、『国語』『新国語』『世本』『戦国策』『奏事』『楚漢春秋』のあとに見えている。

春秋古経十二篇、経十一卷。左氏伝三十卷。公羊伝十一卷。穀梁伝十一卷。鄒氏伝十一卷。夾氏伝十一卷。左氏微二篇。鐸氏微三篇。張氏微十篇。虞氏微伝二篇。公羊外伝五十篇。穀梁外伝二十篇。公羊章句三十八篇。穀梁章句三十三篇。公羊雜記八十三篇。公羊顔氏記十一篇。公羊董仲舒治獄十六篇。議奏三十九篇。

国語二十一篇。新国語五十四篇。世本十五篇。戦国策三十三篇。奏事二十篇。楚漢春秋九篇。太史公百三十篇。〔史記〕。〔十篇有録無書。〕馮商所續太史公七篇。太古以來年紀二篇。漢著記百九十卷。漢大年紀五篇。凡春秋二十三家、九百四十八篇。

『漢書』芸文志では春秋家について、つぎのように説明している。ここでは左史が言を記したものは『尚書』となり、右史が事を記したものは『春秋』となる。これによれば、古の王者の史官にあたるものが、孔子が編纂した『春秋』以降の書籍であるという。

古之王者世有史官、君舉必書、所以慎言行、昭法式也。左史記言、右史記事、事為春秋、言為尚書、帝王靡不同之。周室既微、載籍殘缺、仲尼思存前聖之業、乃称曰、夏禮吾能言之、杞不足徵也。殷禮吾能言之、宋不足徵

也。文献不足故也、足則吾能徵之矣。以魯周公之國、禮文備物、史官有法、故與左丘明觀其史記、據行事、仍人道、因興以立功、就敗以成罰、假日月以定曆數、藉朝聘以正禮樂。有所褒諱貶損、不可書見、口授弟子、弟子退而異言。丘明恐弟子各安其意、以失其真、故論本事而作傳、明夫子不以空言說經也。春秋所貶損大人當世君臣、有威權勢力、其事實皆形於傳、是以隱其書而不宣、所以免時難也。

このように春秋家に『史記』を分類することは、つぎのように説明されている。⁽³⁾ たとえば内藤湖南は、司馬遷が『史記』を作ったのは春秋の精神によるもので、この点は妥当であるが、その体裁は全く別物であるという。ただし劉向・劉歆の父子が別録・七略を作るまで、このような書籍はなかったため、歴史に属すべき著述でも別の分類に入れたとみなしている。『史記』の場合は春秋家であり、『義奏』は尚書家に入り、劉向の『新序』『説苑』は儒家に入っている。つまり『史記』のように、古今の沿革を総括した著述は一般的ではなかったので、まだ史部という部門を設けなかった。しかし後に『史記』の体裁を学んで著述するものが現れ、班固の『漢書』ができると歴代の正史はこれに従うようになった。また一部分の体裁を学んだ伝記や制度などの著述が増加するにつれて、それらを一つの部類とする必要が生じ、晋代のころから書籍を四部に分ける習慣ができたときに、それは史部になったと述べている。これは先にみた『史記』の取材から、いくつかの補足をすることができる。

第一は、『史記』の総合的な著述との関係である。司馬遷は『史記』を作成するとき、『漢書』芸文志に収録される書籍に属する資料を多く利用していた。この意味で、芸文志の六芸、諸子、詩賦、兵書、数術、方技略には『史記』の素材となる書籍がふくまれている。それは厳密にいえば同じ書籍ではなく、定本となる前の書籍（異本）の各篇である。⁽⁴⁾ 六芸略では書、詩、春秋、論語などがふくまれ、春秋家には『春秋左氏伝』『公羊伝』『国語』『世本』『戦国策』などがある。諸子略には、儒家の劉向所序六十七篇（『新序』『説苑』『列女伝』など）や、縦横家、法家、雑家の『呂

氏春秋」などがある。詩賦略には屈原賦などがある。兵書略には孫子（孫武、孫臏）や公孫鞅、呉起の兵法がある。数術略には、天文、曆譜と占いがあり、方技略には扁鵲倉公列伝に関連する医経などがある。このなかで歴史に関する資料を収録しただけではなく、それを総合した書籍をみると、『史記』のほかには六芸略の『尚書』と、春秋家の『春秋左氏伝』『国語』『世本』『戦国策』が、ほぼ該当する。したがって漢代では、歴史と人物を評価する総合的な書物は、『尚書』をのぞけば、それは春秋家に属する書物となっている。これは『漢書』芸文志の春秋家について述べていたように、『史記』を古の王者の史官につづく書物とみなす視点と共通している。これが春秋家に分類する共通した考えとなっている。

第二は、司馬遷が利用しなかった系統をふくむ漢代資料の全体との関係である。すでにみたように、中国出土資料の全体では、歴史書の素材となる資料がみえている。それは行政文書や律令、官制、刑法、地理に関する資料である。これは内藤湖南が指摘するように、『史記』の一部分の体裁を学んで著述が増加したのではなく、このような歴史に関する資料は別に存在していたのである。問題は、それが実務の文書や記録の形態であり、まだ書籍の形態になつていなかった点である。したがって漢代では、「史」の部門は独立していないが、歴史の素材となる資料はすでに存在している。つまり『漢書』芸文志は、書籍の形態となった学術の資料を整理したのであり、そのため書籍となつていない文書や律令、官制、刑法、地理に関する資料を収録していないことがわかる。

第三に、『史記』と『漢書』の素材と構成をみれば、その歴史書としての違いがわかることである。『漢書』の構成は、前漢時代の前半は『史記』をほぼそのまま引用し、武帝期以降の後半と王莽期の記述を追加したものである。しかし『漢書』では、芸文志にみえる書籍のほかに、司馬遷が利用しなかった系統の資料を組み込んでいる。それを示すのは『漢書』の表、志の項目である。たとえば『漢書』百官公卿表は、官職の制度を記したものであり、これを書

物とすれば後世の「職官」「儀注」に分類されるものである。また刑法志は、法制史の沿革であるが、この法令を書物とすれば後世の「刑法」に分類される。地理志は、郡国の戸口統計と風俗地理を記しており、後世の「地理」類に関連する。¹⁵⁾このように『漢書』では、明らかに歴史に関する資料を利用している。したがって漢代では、けつして史部の資料が少なかったわけではない。『漢書』芸文志の分類は、あくまで王朝の図書目録であり、歴史に関する文書や簿籍の分類ではなかったのである。この意味で『漢書』の全体は、芸文志にみえる王朝の書籍と、歴史に関する資料を共に利用して、総合的な歴史書を作成しているのである。

このような事情は、司馬遷と班固の著述背景と、官職の系統が影響しているとおもわれる。父と司馬遷が『史記』を編纂したのは、けつして偶然ではない。武帝の時代は、国内の政治と財政の安定をうけ、対外的にも領域を拡大した時期である。このような時代に、古からの天命と儀礼の歴史を総括することが、当時の重要な課題であった。したがって天と地の祭祀を担当した父と、太初暦を改定して武帝の改革を位置づけようとした司馬遷が、太常の資料を中心として、歴史書にあたる著述をしたのは、このような古今を説明する時代の要請に関連するとおもわれる。¹⁶⁾そのとき父と司馬遷が就任した太史令は、秩六〇〇石であり、刑罰を受けた司馬遷が著述を続けたのは、中書令の職務であった。王国維は、中書令を少府の属官である中書謁者（中書謁者令）とし、その役割は奏事を司り、秩一〇〇〇石とする。¹⁷⁾しかし漢代初期の張家山漢簡『二年律令』の秩律によれば、中書令は秩六〇〇石である。ただし司馬遷は、中書令となつて完成させた書物を、父と自分の家学として『太史公書』と名づけており、あくまでウエイトは太史令の職務にあつたことは明らかである。

これに対して、『史記』が武帝の太初年間に終わることに続いて、前漢末から後漢時代にかけて、その著述をしようとする人々が現れた。たとえば楊雄や劉歆らの学者であり、かれらは司馬遷に「良史の才」を認め、『史記』を実

録とみなしている。¹⁸⁾ ここには『史記』が、古からの歴史と人物を総合的に評価する著述というだけではなく、歴史書の始まりとする考えを見いだすことができる。

後漢時代には、班彪が『史記』を書きつぐ人々を不足として、前史の遺事を探り、異聞を集めて「後伝数十篇」を作成した。その論評には、司馬遷に良史の才を認めるが、史料の選択・記述の体裁や、黄老を崇び五経を軽視する点、項羽本紀・陳涉世家の位置づけ、人物の字・本籍などの不備を指摘している。そのため後伝は、本紀と列伝だけとして世家を除くと述べている。この著述を継承した班固は、明帝の時代に国史を改作すると密告され、京兆尹の獄につながれ家書は没収された。しかし弟の班超が上書したことによって許され、校書部に召されて蘭台令史（秩一〇〇石）となった。ここでは他の同僚と世祖本紀を作成し、のち校書郎となって功臣・平林・新市・公孫述の事績を論じて、列伝・載記二十八篇を作つて上奏している。このあと皇帝に著述を許され、永平年間から章帝の建初年間まで、約二〇余年にわたり『漢書』の完成に努めた。班固は、前漢王朝一代の歴史書として『漢書』をほぼ完成させたが、永元四年（九二）に獄中で亡くなった。そこで妹の班昭が『漢書』の講読を行なうほか、詔によって馬統らとともに表八巻と天文志一卷を作成したと伝えられている。¹⁹⁾

このように班固は、蘭台令史となって本紀を作成し、校書郎のときに歴史の編纂に従事している。²⁰⁾ 蘭台令史は、『漢書』百官公卿表の御史大夫に、御史中丞があり、「一日中丞、在殿中蘭臺、掌函籍祕書、外督部刺史、内領侍御史員十五人、受公卿奏事、舉劾按章」とある。『統漢書』百官志では、この御史中丞は少府の所屬となり、「蘭臺令史、六百石。本注曰、掌奏及印工文書」とある。また校書郎は、『漢書』卷一〇〇叙伝上に「永平中為郎、典校祕書、專篤志於博學、以著述為業」とあり、『後漢書』馬融列伝第五十上に「四年、拜為校書郎中、詣東觀典校祕書」とあり、東觀の図書を司っている。これは司馬遷が、太常に所屬する太史令であったのとは違って、王朝の図書を取り扱う部

署が歴史の編纂を担当していることになる。このように歴史の編纂が、皇帝の儀礼を司る官府の太史令から、王朝の歴史を編纂する部署に移ったことも、『史記』の歴史叙述の評価が変化してゆく経過を示しているであろう。

『史記』と『漢書』の違いは、『史記』が紀伝体で通史の体裁であるのに対して、『漢書』が紀伝体で断代史という点が指摘されている^②。しかし歴史書の編集からみれば、もう一つの重要な相違がある。それは『史記』には、『漢書』芸文志にみえるような書籍を多く利用し、書籍となっていない文書や記録を、あまり利用しないという特徴がある。これに対して『漢書』では、漢王朝の書籍のほかに、文書や記録の資料を利用し、それを百官公卿表や刑法志、地理志をはじめ各篇に取り入れている。そして『漢書』芸文志は、当時の書籍だけの目録となっている。とすれば後漢時代には、すでに歴史に関する資料を編纂して、歴史叙述とする認識が成立していることになる。これは『史記』の成立が契機となつて、その後司馬遷に良史の才があり、『史記』を実録とする再評価が生まれており、いわば史学の萌芽とみることができよう。ただし歴史を編纂する史学の認識と、のちに史部が成立することは別の問題である。この点は、さらに『隋書』経籍志と『史記』について検討する必要がある。

三 『隋書』経籍志の史部と『史記』

それでは『隋書』経籍志の史部には、どのような特徴があるのだろうか。ここには二つの問題がある。その一は、なぜ史部が独立するようになったかということである。その二は、史部の冒頭に正史を分類しているが、その意義と『史記』との関係である。

まず史部の成立について考えてみよう。『漢書』芸文志のあと、図書の記録が残っているのは『隋書』経籍志である。

ここで注目されるのは、漢代には『史記』（《太史公書》）がありながら、史部の分類はなかったが、唐代では史部が独立した部門となっていることである。漢代から唐代までの間に史部が独立する沿革については、『隋書』経籍志の総序があり、その経過をつぎのように説明している。⁽²⁴⁾

後漢時代のあと曹魏のとき、祕書郎の鄭默が作った中経によって、祕書監の荀勗は「新簿」の目録を作り、ここで書籍を四部に分類した。その総数は、全部で二万九千九百四十五卷という。

甲部…六芸及小学等書。

丙部…史記、旧事、皇覽簿、雜事。

乙部…古諸子家、近世子家、兵書、兵家、術数。

丁部…詩賦、図讚、汲冢書。

甲・乙部は『漢書』芸文志の六芸、諸子、兵書、術数に近く、丙部に、史記や旧事、皇覽簿、雜事を入れている。丁部は、詩賦と図讚、新しく出土した汲冢書である。ここでは丙部の詳しい内容や、分類した意図は不明である。倉石武四郎氏は、六芸や諸子の書物が限られるのに対して、史書は自然に堆積してゆく人間の記録であり、時間の経過とともに増加するため、丙部を増設したのではないかと推測している。⁽²⁵⁾

このあといくつかの目録をへて、南朝の梁の阮孝緒が「七録」を作成し、内篇五篇と外篇に分類している。

一曰、經典録、紀六芸。二曰、記伝録、紀史伝。三曰、子兵録、紀子書、兵書。四曰、文集録、紀詩賦。五曰、技術録、紀数術。六曰、仏録。七曰、道録。

岡崎文夫氏は、一に六芸を記し、二に史伝を記すことから、これが史学と経学が対立するに至った始めとみなしている。⁽²⁴⁾ 興膳宏・川合康三『隋書経籍志詳攷』の解説では、これは梁代の官選目録の方針を踏襲しているが、四部と七部の折衷を試みたものとしている。序による記伝録の一二類は、つぎの通りである。⁽²⁵⁾

国史、注曆、旧事、職官、儀典、法制、偽史、雜伝、鬼神、土地、譜状、簿録

ただし具体的な書名がわかるのは、『隋書』経籍志が最初である。総序によれば、隋の文帝のとき祕書監の牛弘の上表によって民間の異本を収集し、図書の整理をした。煬帝のとき、洛陽に東西の書屋を建て、東屋には甲・乙（經部、史部）を収蔵し、西屋には丙・丁（子部、集部）を収蔵した。唐高祖の武徳五年（六二二）に、隋の図書・名筆を没収し、それを長安に運んで四部（一万四千四百六十六部、八万九千六百六十六卷）に分類したという。これを漢代の図書分類と比べてみると、おおよそ次のような対応になる。

經…六二七部、 五三七一卷（漢代の六芸）
 史…八一七部、 一三二六四卷（新たに設けられた部門）

子…八五三部、 六四三七卷（漢代の諸子、詩賦、兵書、數術、方技）
 集…五五四部、 六六二二卷（新たに設けられた部門）

戸川芳郎氏は、史部の源流として、東晋の李充の書目に求めるのが妥当とし、史官の出現を重視している。しかし経籍志の総序は「七略」に由来する議論であり、まだ史部の原理が十分には確立していないと指摘されている²⁶。佐藤武敏氏は、史部が独立し、六芸に次ぐ地位になったのは、史部の書物が増加したほかに、質の多様化があると指摘されている²⁷。このような状況は、史部の書物の著作者である史家が多くあらわれ、専門の史職を担当する史官が多かったことに関連する。これを経学から史学の独立が生じた原因とされている。

このように四部の成立をめぐる、いくつかの説をみてきたが、なぜ史部が独立したかという説明は少ない。これまでの説を整理すれば、つぎのようになる。まず内藤湖南は、『史記』や『漢書』の体裁を学んだ伝記や制度などの著述が増加して、一部類とする必要が生じたとする。倉石武四郎氏は、史書は自然に堆積してゆく人間の記録であり、時間の経過とともに増加するためとする。これは興膳宏・川合康三氏の解説でも、事実の記録を使命とする史書は、

時間の堆積とともに必然的に増加し、史部の書はそれ自体の世界を形成してゆくとしている。佐藤武敏氏は、史部の書物が量的に増えるとともに、質の多様化によるとしている。

これらは史部の全体について述べたものであり、もう少し個別の書籍について検討してみよう。このとき注意するのは、歴史書に対する素材の書籍という点である。まず史部の書籍は、つぎのような分量である。() は注釈である。

正史…六十七部、三千八十三卷。(通計亡書、合八十部、四千三十卷。)

古史…三十四部、六百六十六卷。

雜史…七十二部、九百一十七卷。(通計亡書、七十三部、九百三十九卷。)

霸史…二十七部、三百三十五卷。(通計亡書、合三十三部、三百四十六卷。)

起居注…四十四部、一千一百八十九卷。

旧事…二十五部、四百四卷。

職官…二十七部、三百三十六卷。(通計亡書、合三十六部、四百三十三卷。)

儀注…五十九部、二千二十九卷。(通計亡書、合六十九部、三千九十四卷。)

刑法…三十五部、七百一十二卷。(通計亡書、合三十八部、七百二十六卷。)

雜伝…二百一十七部、一千二百八十六卷。(通計亡書、合二百一十九部、一千五百三卷。)

地理…一百三十九部、一千四百三十二卷。(通計亡書、合一百四十部、一千四百三十四卷。)

譜系…四十一部、三百六十卷。(通計亡書、合五十三部、一千二百八十卷。)

簿録…三十部、二百一十四卷。

ここで約一〇〇〇巻より多い部門は、正史と雑史、起居注、雑伝、地理である。しかしこれらの書物は、時代の変遷を経たものである。そこで『漢書』芸文志と比べる目安として、正史をのぞいて、前漢時代の書物、あるいは漢代に関連する書物をみれば、つぎようになる。⁽²⁸⁾汲冢書は、晋代の出土資料である。

古史…紀年十二卷（汲冢書、并竹書同異一卷）、漢紀三十卷（漢祕書監荀悅撰）

雜史…周書十卷（汲冢書、似仲尼刪書之餘）、古文瑣語四卷（汲冢書）、春秋前伝十卷（何承天撰）、春秋前雜

伝九卷（何承天撰）、春秋後伝三十一卷（晋著作郎樂資撰）、戦国策三十二卷（劉向録）、戦国策二十一

卷（高誘撰注）、戦国策論一卷（漢京兆尹延篤撰）、楚漢春秋九卷（陸賈撰）、越絶記十六卷（子貢撰）、

呉越春秋十二卷（趙曄撰）、呉越春秋削繁五卷（楊方撰）、呉越春秋十卷（皇甫遵撰）、呉越記六卷

霸史…漢之書十卷（常璩撰）、華陽国志十二卷（常璩撰。梁有蜀平記十卷、蜀漢偽官故事一卷、亡）

起居注…穆天子伝六卷（汲冢書。郭璞注）

旧事…漢武帝故事二卷、西京雜記二卷

職官…漢官解詁三篇（漢新汲令王隆撰、胡廣注）、漢官五卷（應劭注）、漢官儀十卷（應劭撰）

儀注…漢旧儀四卷（衛敬仲撰。梁有衛敬仲漢中興儀一卷、亡）

刑法…律本二十一卷（杜預撰）、漢晋律序注一卷（晋僮長張斐撰）

雜伝…三輔決録七卷（漢太僕趙岐撰、摯虞注）、列女伝十五卷（劉向撰、曹大家注）、列女伝頌一卷（劉歆撰）、

漢武内伝三卷

地理…山海經二十三卷（郭璞注）、水経三卷（郭璞注）、黄凶一卷（記三輔宮觀陵廟明堂辟雍郊時等事）、山海

経図讀二卷（郭璞注）、山海経音二卷、水経四十卷（酈善長注）、洛陽伽藍記五卷（後魏楊銜之撰）

譜系…世本王侯大夫譜二卷、世本二卷（劉向撰）、世本四卷（宋衷撰）

簿録…七略別録二十卷（劉向撰）、七略七卷（劉歆撰）

ここで注目されるのは、『漢書』芸文志にみえる書籍と、それ以降に追加された書籍である。『漢書』芸文志にみえる書籍は、雑史の『戦国策』『楚漢春秋』、雑伝の『列女伝』、譜系の『世本』である。『漢書』芸文志では、『世本』『戦国策』『楚漢春秋』を六芸の春秋家に収録し、『列女伝』を諸子略の儒家に分類していた。ちなみに『漢書』芸文志の『国語』は、経籍志では『春秋外伝国語』として経部の春秋に収録し、『新序』『説苑』は子部の儒家に分類している。これ以外は、新たに追加された書籍である。これをみると『隋書』経籍志の史部では、『漢書』芸文志と共通する書籍が少ないことがわかる。しかし追加された書籍は、『漢書』芸文志の目録にみえないが、職官や儀注、刑法の部門は、すでに『漢書』を編纂するときに歴史に関する資料として存在した内容である。

たとえば職官の『漢官』『漢官儀』と、儀注の『漢旧儀』は、『漢書』百官公卿表の官制に関連する。刑法の律令は、秦漢時代の秦律と漢律に関連している。⁽²⁰⁾そして簿録の『七略別録』と『七略』は『漢書』芸文志の目録に関連する。古史と霸史をのぞけば、そのほかは起居注や、旧事、地理の部門が増加している。このような傾向は、歴史の素材となる文書や記録が、しだいに書籍となったことを示している。したがって史部の書籍が増加した要因は、必ずしも新しい内容が豊富になったからではなく、すでに存在していた歴史の素材が書籍となることによって、その分量が増えたものと推測される。

これを傍証するのは、『唐書』など史書の編纂とその素材である。池田温氏は、正史を編纂するために収集した資料を、つぎのように説明されている。⁽²⁰⁾まず史館に各官庁から恒常的に報告された諸事項の資料がある。つぎに起居注と時政記、日曆（毎日の記録）がある。つぎの段階で、起居注や日曆をもとにした実録が編纂される。これは史書で

あり、国史と観念されていたとする。このように唐代では、歴史書の素材となる資料を利用しているが、これは『隋書』経籍志に収録された書籍のほかに、当時の文書や記録にあたるものである。このように、漢代では『漢書』芸文志に収録する書籍とは別に文書や記録が歴史の素材になると同じように、唐代でも『隋書』経籍志に収録されない歴史の素材が存在している。

したがって『隋書』経籍志の書籍は、歴史の素材となる資料が、しだいに書籍になった情勢を反映することがわかる。その理由は、全体として紙の書写が普及したことがある。つぎに国家の機構が整えられたため、官制や律令、起居注、旧事、地理のような素材にあたる資料の書籍化が進んだのではないだろうか。これに新出の汲冢書などを加えて、史部が成立したことになる。しかしまだ書籍にならない歴史の素材も多く存在している。

それでは二に、史部の冒頭に正史を分類した意義と、『史記』との関係を考えてみよう。これについては、すでに『史記』と『漢書』を比較した多岐にわたる研究がある。ここでは歴史書と、その素材となる書籍という点から、一つの特徴を指摘するにとどめたい。

正史の説明によれば、古の天子と諸侯には必ず国史があり、周王室と諸侯の国に史官があったという。しかし戦国、秦代に史官は絶え、漢代に『史記』と『漢書』の作成によって復活したとする。そして『史記』『漢書』につづく著述を正史としている。この『史記』と『漢書』の部門は、つぎのような書物がある。

史記一百三十卷（目錄一卷、漢中書令司馬遷撰）、史記八十卷（宋南中郎外兵參軍裴駟注）、史記音義十二卷（宋中散大夫徐野民撰）、史記音三卷（梁輕車録事參軍鄒誕生撰）、古史考二十五卷（晉義陽亭侯譙周撰）

漢書一百一十五卷（漢護軍班固撰、太山太守應劭集解）、漢書集解音義二十四卷（應劭撰）、漢書音訓一卷（服虔撰）、漢書音義七卷（韋昭撰）、漢書音二卷（梁尋陽太守劉顯撰）、漢書音二卷（夏侯詠撰）、漢書音義十二卷（國

子博士蕭該撰)、漢書音十二卷(廢太子勇命包愷等撰)、漢書集注十三卷(晉灼撰)、漢書注一卷(齊金紫光祿大夫陸澄撰)、漢書續訓三卷(梁平北諮議參軍韋稜撰)、漢書訓纂三十卷(陳吏部尚書姚察撰)、漢書集解一卷(姚察撰)、論前漢事一卷(蜀丞相諸葛亮撰)、漢書駁議二卷(晉安北將軍劉寶撰)、定漢書疑二卷(姚察撰)、漢書叙伝五卷(項岱撰)、漢疏四卷

ここでは『史記』よりも『漢書』の注釈のほうが多く、『漢書』のほうが評価されていたといわれる^②。また『史記』と『漢書』の体裁が比較され、唐代の史官でも『漢書』の断代史・紀伝体が正史の基本となっている。しかし問題となるのは、正史の意義と『史記』の関係である。『史記』の成立について、正史の説明は、つぎのように述べている。

至漢武帝時、始置太史公、命司馬談為之、以掌其職。時天下計書、皆先上太史、副上丞相、遺文古事、靡不畢臻。談乃據左氏、國語、世本、戰國策、楚漢春秋、接其後事、成一家之言。談卒、其子遷又為太史令、嗣成其志。上自黃帝、訖于炎漢、合十二本紀、十表、八書、三十世家、七十列伝、謂之史記。……自是世有著述、皆擬班・馬、以為正史、作者尤廣。一代之史、至數十家。唯史記・漢書、師法相伝、並有解釋。……今依其世代、聚而編之、以備正史。

この『史記』の認識には、いくつかの誤りがある^③。まず武帝のとき始めて太史公を置き、司馬談に命じたというのは、秦漢時代の太常府に太史令(秩六〇〇石)の役職があり、その前後にも存在する実情にあわない。また天下の書籍は、先に太史に奏上し、その副本を丞相に奏上するというのも、両者の秩禄と役職からみて合致しない。さらに父と司馬遷が著述した《太史公書》は、家学といわれ、最初から国史とみなされたわけではない。それにもかかわらず経籍志は『史記』を史官の著述として、これを正史の第一に置いている。これは漢代の実情ではなく、正史を位置づける評価である。

そこで史部の目録をみれば、その部門は大きく二つに分けることができる。一は、歴史の素材となる書物であり、二は、素材を編集した総合的な書物である。たとえば正史と古史、雑史、霸史は、国家や地域を総合した歴史著述である。起居注や旧事、職官、儀注、刑法、雑伝、地理、譜系は、歴史の素材となる書物であり、簿録は目録である。そして史部の書物は、歴史の素材となる文書や記録の書物化と増加が関係していると推測した。したがって正史の部門は、その素材となる書籍を王朝別に総合化した点を評価したのではないかとおもわれる。また正史と古史、雑史、霸史の差は、正史がもつとも国家の全体に及ぶ総合的な著述となっている。そのため『隋書』経籍志では、正史を最初に置いて国史と認識したのである。

『史記』が正史として認識され、史学が成立する経過については、多くの問題が残されている。ここでは『漢書』芸文志の春秋家に収録されていた『史記』が、『隋書』経籍志で史部の正史に位置づけられる変化について、それを歴史の素材となる書物と、総合化した書物との違いから理解することを指摘した。この視点によれば、史部の書物は、曹魏の目録の時点で書籍化と分類が始まっている。また『史記』を総合的な歴史書とみなすことは、ちょうど《太史公書》が『史記』を名称を変える時期と近いようである。³³⁾『史記』の成立と史学については、今後とも検討してゆきたいと考えている。

おわりに

本稿で述べてきたことは、つぎのように要約される。

一、『史記』の成立では、簡牘・帛書の素材を編集した原形として、著述の構造を理解しようとした。ここでは父

と司馬遷が就任した太史令の著述と意識することが特色で、その編集は創作部分が少なく、漢王朝の図書や記録をもとに編集している。従来の文献や出土資料と比較してみると、司馬遷は暦と紀年、系譜、記事資料などを中心に編集したが、書籍の形態ではない行政文書や司法文書、財政関係の簿籍などは、ほとんど利用していない。しかしこれは『史記』の歴史叙述のほかに、漢代では歴史に関する資料が存在したことを示している。

二、『漢書』芸文志は、漢王朝の図書（中書）を中心として、太常や太史、個人の書籍（構文や字句の異なる異本）を収集・整理して、定本とした書籍の目録である。したがって『史記』の素材と関連する書籍は収録されているが、『史記』のように素材を総合的に編集した書物は少ない状況であった。そのため『史記』は、図書目録では、まだ「史」の部門がなく、歴史を評価する春秋家のなかに入られている。

三、これに対して『漢書』の編纂では、『史記』を一步進めた編集の方法がみえている。それは『史記』の記述を継承して、前漢一代の歴史を叙述するときに、漢王朝の書籍だけではなく、まだ書籍の形態ではない行政文書や司法文書、戸口統計や地理の記録を収録している。これは『史記』に比べて、歴史に関する素材を多く利用したことによる。したがって後漢時代では、学術的な書籍のほかに、王朝の歴史に関する素材を利用した編纂が行われており、ここに史学の認識が生まれているとみなすことができよう。ただし『隋書』経籍志にみえるような「史」の分類とは別の問題である。

四、『隋書』経籍志にみえる史部は、これまで記録の増加や、歴史に関する資料の内容が豊富になることが指摘されている。しかしそのほかに漢代にみられた歴史の素材が、しだいに書籍の形態となったものが目録に収録された想定した。それは国家の機構を整えるにしたがって、法律や官制などに関する資料が書籍となったことが原因であろう。これが史部の成立につながると考えている。ただし唐代でも、歴史書を編纂するとき、『隋書』経籍志にみえる

書籍のほかに、他の文書や記録を採用している。

以上のように、漢代に成立した『史記』の原形は、今日の出土資料と同じく簡牘や帛書の素材を利用して編集する形態であった。また後漢時代に班固が『漢書』を編纂したときも、文書や書籍は簡牘・帛書の形態であり、『漢書』芸文志の段階では学術の書籍だけを目録としている。また『史記』では、『漢書』芸文志と共通するような書籍を主な素材としているが、『漢書』では書籍の形態となっていない官僚制度や行政文書、法律、戸口統計などの資料を利用している。これが第一期で、まだ書写材料として紙が普及していない段階である。

第二期に、三国時代より以降に紙の書写が普及すると、全体的に文書や書籍の分量が増えたと推測される。そして歴史に関する資料も、その一部が書籍となり、それが史部の成立に貢献していると考えられる。しかし漢代と同じように、隋唐時代でも目録には収録されていないが、そのほかに歴史に関する文書や記録があり、それは『唐書』などの編纂に利用されている。そこで唐代の資料全体をみれば、『隋書』経籍志にみえる①総合的な歴史著述と、②歴史の素材にあたる書物と、『隋書』経籍志に収録されない文書や記録があることになる。したがって史学や史部の成立は、目録にみえる書籍だけではなく、歴史に関する資料のなかで、相対的に考える必要がある。そして『隋書』経籍志で、『史記』を正史と認識するのは、史官の伝統をふまえた最初の国史という点にあるが、その意義は、史部の書籍にみえる素材を総合的な歴史叙述としたことを見いだすことができる。

中国では、史部の成立と総合的な歴史書概念をうけて、さらに第三期に『史記』は版本として普及することになる。このようにして伝えられた版本が、現在の『史記』テキストである。したがって『史記』の特色を知るためには、本稿でみたように、簡牘・帛書の原形が成立する過程と、紙に書写された歴史書の社会背景を理解する必要がある。ここではその概略を検討したものである。

注

- (1) 『漢書』司馬遷伝。内藤湖南『支那史学史』(一九四九、『内藤湖南全集』第一卷、筑摩書房、一九六九年。復刊、平凡社東洋文庫、一九九二年)、岡崎文夫「支那史学思想の発達」(『東洋思潮』東洋思想の諸問題、岩波書店、一九三四年)、倉石武四郎述『目錄学』(東京大学東洋文化研究所附属東洋学文献センター、一九七三年、汲古書院、一九七九年)など。
- (2) 書誌学については、興膳宏・川合康三『隋書経籍志詳攷』解説(汲古書院、一九九五年)が参考となる。
- (3) 『史記』『漢書』の特徴は、すでに劉知幾『史通』六家、二体、採撰、叙事、古今正史にみえており、その後も多くの研究がある。その一端は、内藤湖南『支那史学史』をはじめ、張新科・俞樺華『史記研究史略』(三秦出版社、一九九〇年)、金毓黻『中国史学史』(復刊、河北教育出版社、二〇〇〇年)、劉節『中国史学史稿』(中州書画社、一九八二年)、吳福助『史漢關係』(文史哲出版社、一九七五年)などがある。
- (4) 發憤著書の説は、すでに『漢書』司馬遷伝の論贊に「烏呼、以遷之博物洽聞、而不能以知自全、既陷極刑、幽而發憤、書亦信矣」とある。『史記』成立の研究は、楊燕起・陳可青・賴長揚編『歷代名家評史記』(北京師範大学出版社、一九八六年)、池田英雄『史記学五〇年一日』中「史記」研究の動向(明德出版社、一九九五年)などで概略を知ることができる。『史記』の引用した書物は、金徳建『司馬遷所見書考』(上海人民出版社、一九六三年)、張大可「論史記取材」(『史記研究』所収、甘肅人民出版社、一九八五年)、原富男『補史記芸文志』(春秋社、一九八〇年)の考察がある。
- (5) 佐藤武敏『司馬遷の研究』(汲古書院、一九九七年)。
- (6) 胡平生・李天虹『長江流域出土簡牘与研究』(湖北教育出版社、二〇〇四年)、駢宇騫・段書安編著『二十世紀出土簡帛概述』(文物出版社、二〇〇六年)など。
- (7) 拙著『史記戦国史料の研究』(東京大学出版会、一九九七年)、同『『史記』戦国史料研究』(曹峰、廣瀬薫雄訳、上海古籍出版社、二〇〇八年)、拙稿「司馬遷与漢太史令―『史記』的素材与出土資料」(陝西省司馬遷研究会編『司馬遷与史記論集』七輯、陝西人民出版社、二〇〇六年)、拙稿「戦国、秦代出土史料与『史記』」(中国社会科学院歴史研究所・日本東方学会・大東文化大学編『第一屆中日学者中国古代史論壇文集』中国社会科学出版社、二〇一〇年)など。

- (8) 司馬遷が利用しなかった系統の資料は、拙著『中国古代国家と社会システム―長江流域出土資料の研究』序章『中国出土資料と古代社会』（汲古書院、二〇〇九年）で要約している。
- (9) 出土文献と思想史の側からは、朱淵清『再現の文明―中国出土文献与伝統学術』（華東師範大学出版社、二〇〇一年）、朱淵清著、高木智見訳『中国出土文献の世界』（創文社、二〇〇六年）、浅野裕一・湯浅邦弘編『諸子百家（再発見）―掘り起こされる古代中国思想』（岩波書店、二〇〇四年）、廣瀬薫雄『荊州地区出土戦国楚簡』（『木簡研究』二七、二〇〇五年）などがある。
- (10) 劉向の書録は、『管子』のほかに『晏子』、『孫卿書（荀子）』などがあり、『晏子』書録にも太史の書がある。
- (11) 拙稿『史記』秦漢史像の復元―陳涉、劉邦、項羽のエピソード』（『日本秦漢史学会会報』五、二〇〇四年）。
- (12) 睡虎地秦簡や馬王堆帛書が発見された当初は、これをテキストのように扱う方法もみられたが、今日では、出土状況や形態の復元をふまえて理解する視点が一般となっている。また『老子』のテキストを戦国楚簡や馬王堆帛書の出土によって再検討し、『孫子』のテキストを銀雀山竹簡と比較する研究がある。同じように『史記』を文献として扱うのではなく、まず簡牘・帛書の時代に成立した原形として復元することが必要と考えている。これが可能になったのは、簡牘・帛書の増加によって、素材となる第一次資料の形態が明らかになったことによる。
- (13) 内藤湖南『支那史学史』五「史記―史書の出現」の「史部書の発端」。佐藤武敏『司馬遷の研究』附篇第一章「史記」の体裁上の特色」では、春秋家に分類したのは単に行事・人道を記しただけでなく、毀誉褒貶するところがあることによると述べている。
- (14) 図書を定本とする過程は、近藤光男『戦国策上』解説（全釈漢文大系、集英社、一九七五年）や、前掲『隋書経籍志詳攷』解説に説明がある。
- (15) 『漢書』の素材は、王利器『漢書』材料来源考』（『文史』二二輯、一九八三年）があり、稲葉一郎『中国史学史の研究』第三章『漢書』の成立（京都大学学術出版会、二〇〇六年）では、著述の原文を引用することが特色としている。『漢書』地理志については佐藤武敏『前漢の戸口統計について』（『東洋史研究』四三―一、一九八四年）がある。なお『漢書』地理志の風俗地理は、『史記』貨殖列伝と共通する部分がある。
- (16) 岡崎文夫『司馬遷』（一九四七年、研文社、二〇〇六年）、拙稿『司馬談・司馬遷と《太史公書》の成立―『史記』太史公自序の構造』（『愛媛大学法文学部論集』人文学科編六、一九九九年）、拙著『司馬遷とその時代』（東京大学出版会、二〇〇一年）など。

- (17) 王国維「太史公行年考」(一九一七、『觀堂集林』卷十一、一九二九年)。また秩律は、彭浩・陳偉・工藤元男主編『二年律令與秦漢書』(上海古籍出版社、二〇〇七年)の考証や、拙著『中国古代国家と郡県社会』第一編第六章「秦漢帝国の成立と秦・楚の社会」(汲古書院、二〇〇九年)がある。
- (18) 『漢書』卷六二司馬遷伝に「然自劉向・揚雄博極羣書、皆稱遷有良史之材、服其善序事理、辨而不華、質而不俚、其文直、其事核、不虛美、不隱惡、故謂之實録」とある。
- (19) 『後漢書』班彪列伝第三十下、『後漢書』列女伝第七四の曹世叔妻条、稲葉一郎『漢書』の成立」など。
- (20) 小林春樹「後漢時代の蘭台令史について」(『東方学』六八輯、一九八四年)など。
- (21) 劉知幾『史通』叙事、古今正史をはじめ多くの指摘がある。また内藤湖南『支那史学史』五史記、六漢書など。
- (22) 前掲『隋書經籍志詳攷』解説、戸川芳郎「四部分類と史籍」(『東方学』八四輯、一九九二年)など。
- (23) 倉石前掲『目錄学』三「魏晉時代」。前掲『隋書經籍志詳攷』解説一七〜一八頁、二四頁の注(11)では、史伝を六芸から独立させたのは、荀勗の『中経』がもっとも古いとする。
- (24) 岡崎前掲「支那史学思想の発達」。
- (25) 前掲『隋書經籍志詳攷』解説、戸川前掲「四部分類と史籍」など。
- (26) 戸川前掲「四部分類と史籍」。
- (27) 佐藤前掲『史記』の体裁上の特色」。
- (28) ここでは前漢時代に関する例を中心として、特徴的な書物をあげたが、後漢時代より以降の書物の分析も必要である。
- (29) 秦漢時代では、睡虎地秦簡のほか龍崗秦簡や、岳麓書院所藏秦簡、張家山漢簡『二年律令』、睡虎地漢墓簡牘などの律令がある。
- (30) 藤田純子「唐代の史学―前代史修撰と国史編纂の間」(『史窓』三三、一九七五年)、池田温「正史のできるまで―唐書を例として」(『中国の歴史書』尚学図書、一九八二年)など。
- (31) 内藤湖南『支那史学史』など。
- (32) この説は、『史記』太史公自序の集解が引く如淳の説に、『漢旧儀』を引く考証と同じである。王国維「太史公行年考」はこれを妥当で

はないとし、佐藤武敏『司馬遷の研究』第五章「司馬遷の官歴」にも考証がある。

- (33) 佐藤前掲『史記』の体裁上の特色」では、『太史公書』が『史記』となるのは後漢靈帝の頃で、名称の変化は経書から史書への意識の変化を意味すると指摘されている。

〔付記〕 本稿は、二〇一〇年二月一八日に広州暨南大学で開催された「古文獻与嶺南文化国際学術研討会暨中国史記研究会第九届年会」の報告論文を増補したものである。暨南大学中国文化史籍研究所の張玉春先生をはじめ、ご教示をいただいた諸先生に感謝したい。